

国民健康保険税の税率が変わります

平成21年度から資産割が廃止されます

国民健康保険税は、平成20年度までは、所得割・資産割・均等割・平等割(四方式)の各税率から計算されていましたが、平成21年度からは資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割(三方式)の各税率で計算されるようになりました。これにより、平成21年度国民健康保険税の税率を次のように変更します。

	医療分		支援金分		介護分(40~64歳)	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
所得割	100分の7.7	100分の7.9	100分の1.5	100分の2.7	100分の1.9	100分の2.0
資産割	100分の8.3	廃止	100分の1.7	廃止	100分の2.0	廃止
均等割	20,400円	20,450円	4,200円	6,550円	6,600円	6,740円
平等割	22,200円	22,250円	4,800円	6,550円	5,400円	5,560円
課税限度額	47万円	変更なし	12万円	変更なし	9万円	10万円

- 医療分** 医療費、出産や死亡の際の給付に充てられる財源
- 支援金分** 国保から後期高齢者(長寿)医療制度への支援金分(拠出金) ※他の社会保険加入者も同様に負担。
- 介護分** 介護サービス費用に充てられる財源 ※介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)が対象。
- 所得割額** 世帯の所得に応じて計算
- 資産割額** 世帯の固定資産(土地・家屋)税額に応じて計算 ※平成21年度から廃止
- 均等割額** 世帯内の被保険者(加入者)数に応じて計算
- 平等割額** 一世帯ごとに計算
- 課税限度額** 課税額の上限

平成21年度の国民健康保険税の計算方法

医療分 (限度額47万円)	=	所得割 課税所得金額×7.9%	+	均等割 20,450円×加入者数	+	平等割 22,250円
支援金分 (限度額12万円)	=	所得割 課税所得金額×2.7%	+	均等割 6,550円×加入者数	+	平等割 6,550円
介護分 (限度額10万円)	=	所得割 課税所得金額×2.0%	+	均等割 6,740円×対象者数	+	平等割 5,560円

※課税所得金額とは、被保険者の平成20年分(平成20年1月~12月)の総所得金額から、基礎控除額33万円を差し引いた額です。

国民健康保険税	=	医療分	+	支援金分	+	介護分
----------------	---	------------	---	-------------	---	------------

お知らせ

国民健康保険税は、被保険者(加入者)が属する世帯の世帯主に課税されます。

世帯主が、職場等の健康保険や後期高齢者(長寿)医療保険に加入している場合でも、世帯に国保加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。

国民健康保険税の所得割額は、加入者の所得申告に基づき計算されます。

所得のない方、又は少ない方は、国保税が軽減されたり、高額療養費の支給条件が有利になる場合がありますので、所得の有無に関わらず申告をしてください。

また、市県民税では非課税所得となる、遺族年金や障害年金等を受給している方も、その旨を必ず申告してください。

国民健康保険税の軽減や減免を受けられる制度があります。

○世帯主及び世帯の国保被保険者の前年所得が一定金額以下の場合、所得に応じて国民健康保険税の均等割額及び平等割額が(7割・5割・2割)軽減されます。

○平成20年度に後期高齢者(長寿)医療制度が創設されたことに伴う緩和措置が適用される場合があります。

○火災や風水害で被害を受けたとき、病気や失業等により所得が激減したときなど、特別な事情により国保税の納付が困難な場合に、国保税が減免される場合があります。ただし事前の審査が必要ですので、ご相談ください。

問い合わせ 税務課(☎982-1111、内線533)

詳細は、伊予市ホームページ(<http://www.city.iyo.lg.jp>)にも掲載しています。

伊予市の渇水情報 (平成21年6月20日現在)

4・5月の降雨量が平年の29%ほどでまとまった雨が降っていないため、水源地の地下水位が著しく低下しています。このまま水位が低下すると、さらなる水圧調整や時間断水等の策をとらなければなりません。そうならないためにも、なおいっそうの節水を心掛けてください。皆様のご協力をお願いします。

高瀬・宮下・八倉水源地の井戸水位グラフ

